

株式会社 都市居住評価センター

適合証明業務手数料規程

(総 則)

第 1 条 この「適合証明手数料規程」は、株式会社都市居住評価センター（以下「U H E C」という。）が独立行政法人住宅金融支援機構と締結した「適合証明業務に関する協定書」（平成 1 9 年 4 月 1 日）第 1 1 条 1 項、及び別に定める「株式会社都市居住評価センター適合証明業務規程」（以下「業務規程」という。）第 1 3 条に基づき、U H E C が実施する適合証明業務に係る手数料について必要な事項を以下に定めるものとする。

(業務手数料の区分)

第 2 条 適合証明業務の手数は、新築住宅（フラット 3 5 ・財形住宅融資）、中古住宅（フラット 3 5 ・財形住宅融資）、賃貸住宅融資等に区分する。

(適合証明業務の手数料)

第 3 条 適合証明業務の手数は、第 2 条の区分に従い、1 申請につき、下記に定めるフラット 3 5 適合証明業務手数料に掲げる〈表 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6 〉の通りとする。

(遠隔地の竣工現場検査及び物件調査に係る適合証明業務の手数料)

第 4 条 竣工現場検査及び物件調査に際しては、地域により第 3 条の手数料の額に、〈表 7 〉「業務手数料に加算される遠隔地における出張費等」により計算された額の出張費を加算する。但し、当社で完了検査あるいは住宅性能評価竣工検査を同時に行う場合は、この限りではない。

(適合証明業務に係わる手数料の減額)

第 5 条 設計検査、竣工現場検査・適合証明業務を効率的に実施できる場合にあっては、実費を勘案し適合証明業務に関わる手数料を減額することが出来る。

(適合証明業務手数料の収納)

第 6 条 申請者は、適合証明業務手数料を、U H E C の指定する期限内に指定する銀行振込により納入する。

(適合証明書の再交付料金)

第 7 条 適合証明書の紛失等による再交付には、再交付料金として 5, 2 5 0 円（税込）を、申し受ける。

(手数料の返還)

第 8 条 収納した手数料は原則として返還しない。但し、当機関の責に帰すべき事由により、適合証明業務が実施できない場合は、この限りではない。

(付 則)

この規程は、平成 1 5 年 9 月 3 0 日より施行する。

平成 1 6 年 1 0 月 1 日改定

平成 1 7 年 6 月 1 日改定

平成 1 7 年 9 月 1 日改定

平成 1 8 年 6 月 2 6 日改定

平成 1 9 年 4 月 2 0 日改定

平成 1 9 年 5 月 1 0 日改定

ユイック（株）都市居住評価センター フラット35・適合証明業務手数料

新築住宅【フラット35・財形住宅】

フラット35S「優良住宅取得支援制度」の申請で住宅性能評価を受けずに、耐震等級2、3で適合証明を申請する場合は、設計検査手数料に52,500円（税込）を加算します。

当社で住宅性能評価を取得する物件で**一定の条件を満たすもの**については、設計検査が省略されます。

旧「公庫マンション情報」に登録済の場合は、下記表より10,500円（税込）を引いた金額となります。

「確認併用」とは、確認申請・中間検査・完了検査のいずれかをいう。

「住宅併用」とは、設計・建設住宅性能評価のいずれかをいう。

平成19年3月31日以前に住宅性能評価を申請した物件のフラット35Sについて（設計内容審査+竣工現場検査）

更新対策（耐久性・可変性）の適合基準検査については、竣工現場検査手数料に15,750円（税込）を加算します。

免震住宅（耐震性）の適合基準検査については、竣工現場検査手数料に1棟52,500円（税込）を加算します。

平成19年4月1日以降で住宅性能評価書交付前にフラット35Sを希望される場合、又は住宅性能評価活用

（設計検査省略）の対象物件でも基準の適否に関する設計内容確認等が必要な場合は、設計内容審査料が15,750円（税込）となります。

表1 業務手数料（検査住宅戸数）

N：検査住宅戸数（単位：円/税込）

確認併用	住宅併用	1-1: フラット35・財形住宅		1-2: 優良住宅取得支援制度(フラット35 S)	
		設計検査	竣工現場検査	設計検査	竣工現場検査
		31,500	31,500 + 4,200 * N	36,750	36,500 + 4,200 * N
-		34,500	36,750 + 4,200 * N	36,750	47,250 + 4,200 * N
	-	34,500	36,750 + 4,200 * N	46,200	47,250 + 4,200 * N
-	-	94,500	52,500 + 4,830 * N	94,500	63,000 + 4,830 * N

当社で旧住宅金融公庫融資（マンション購入融資）等における工事審査合格で一定の要件を満たす場合、上記設計検査を省略とし、竣工現場検査料の10,500円（税込）引きとなります。（フラット35S（優良住宅取得支援制度）を除く。）
一般申請で竣工現場検査追加申請の場合は、上記竣工現場検査料の10,500円（税込）引きとなります。

戸建て（新築住宅）も上記「表1」に準ずる。

【フラット35登録マンション】

表2 業務手数料（1棟単位）

M：戸数（戸数Mは上限を400戸とする）（単位：円/税込）

戸数	2-1: 住宅併用	2-2: 確認併用		2-3: 左記以外	
	竣工現場検査	設計検査	竣工現場検査	設計検査	竣工現場検査
0 < M 100	21,000 + 1,050 * M	31,500	21,000 + 1,050 * M	36,750	21,000 + 2,100 * M
100 < M 400		35,700		46,200	
400 < M	441,000	42,000	441,000	52,500	861,000

<フラット35S【優良住宅取得支援制度】【フラット35登録マンション】>

表3 業務手数料（1棟単位）

M：戸数（戸数Mは上限を400戸とする）（単位：円/税込）

戸数	3-1: 住宅併用	3-2: 確認併用		3-3: 左記以外	
	竣工現場検査	設計検査	竣工現場検査	設計検査	竣工現場検査
0 < M 100	21,000 + 1,050 * M	31,500	21,000 + 1,470 * M	36,750	21,000 + 2,100 * M
100 < M 400		35,700		46,200	
400 < M	441,000	52,500	609,000	52,500	861,000

住宅金融支援機構融資

【賃貸住宅融資等】

1. 賃貸住宅（ファミリー対応） 2. 賃貸住宅（高齢者対応）
3. 合理的土地利用建築物（まちづくり住宅融資）
4. 住宅債券積立者・住宅積立郵便貯金積立者向け融資

表4 業務手数料（検査住宅戸数）

N：検査住宅戸数（単位：円/税込）

確認併用	住宅併用	1-1: フラット35		1-2: 優良住宅取得支援制度(フラット35 S)	
		設計検査	竣工現場検査	設計検査	竣工現場検査
		31,500	31,500 + 4,200 * N	36,750	36,500 + 4,200 * N
-		34,500	36,750 + 4,200 * N	36,750	47,250 + 4,200 * N
	-	34,500	36,750 + 4,200 * N	46,200	47,250 + 4,200 * N
-	-	94,500	52,500 + 4,830 * N	94,500	63,000 + 4,830 * N

確認併用、評価併用の内容については、「新築住宅」に準ずる。

戸建て（新築住宅）も上記「表4」に準ずる。

業務手数料の支払方法・期日

引受承諾書及び請求書受領後、U H E C が指定する期限内に、指定する銀行口座にお振込み願います。
尚、振込手数料は、お客様ご負担にてお願いいたします。

出張費

検査対象となる物件が遠隔地の場合別途、出張費「表7」が発生する場合があります。
但し、当社で完了・建設竣工検査を同時に行う場合は、現場検査の交通費の加算は、必要ありません。

中古住宅【フラット35・財形住宅】・住宅金融支援機構融資

1. 中古住宅 一戸建て等（木造以外の住宅）

表5 業務手数料（検査住宅戸数）

（戸当り／円）税込

	既存評価併用		その他	
	既存評価併用	その他	既存評価併用	その他
リ・ユース住宅	15,750	36,750	36,750	47,250
リ・ユースプラス住宅	36,750	52,500	52,500	63,000
リ・ユースプラス住宅（基準金利利用） リ・ユースプラス住宅（償還期間の延長）	36,750	52,500	52,500	63,000
証券化支援事業（フラット35） 住宅金融支援機構 財形融資	26,250	47,250	47,250	57,750

フラット35S「優良住宅取得支援制度」の場合は、別途見積りとなります。

2. 中古住宅 共同住宅（マンション）

「登録」とは、旧公庫マンション情報登録済で登録証明書がある場合をいう。

耐震評価が必要な建築物（3）は、上記金額に25,000円を加えた金額となります。

検査対象となる物件が遠隔地の場合は別途出張交通費が発生する場合があります。

- 表示登記の日付が昭和54年4月1日以後のもの[構造が耐火、性能耐火(耐久性有)及び準耐火(高性能)以外の住宅については、昭和59年3月31日以後]
- 表示登記の日付が昭和54年3月31日以前のもの[構造が耐火、性能耐火(耐久性有)及び準耐火(高性能)以外の住宅については、昭和59年3月31日以前]
- 耐震評価が必要な建築物とは、建築確認日が昭和56年5月31日以前(建築確認日が不明な場合は、表示登記の日付(新築)が、昭和58年3月31日以前)の建物

表6 業務手数料（検査住宅戸数）

（戸当り／円）税込

		登録なし		登録あり	
		既存評価併用	その他	既存評価併用	その他
リ・ユースマンション	築25年以内	15,750	31,500	15,750	15,750
	築25年超	15,750	63,000	15,750	31,500
リ・ユースプラスマンション	築25年以内	31,500	73,500	31,500	42,000
	築25年超	31,500	73,500	31,500	42,000
証券化支援事業（フラット35） 住宅金融支援機構 財形融資		15,750	47,250	15,750	31,500

フラット35S「優良住宅取得支援制度」の場合は、別途見積りとなります。

ユーイック(株)都市居住評価センター フラット35・適合証明業務手数料

表7 業務手数料に加算される遠隔地における出張費等

(検査員1名につき/税込)

地域		出張費(円)	
地域区分	ユーイックからの距離: D (km)	日当	交通費
地域 : A	D ≤ 15	0	0
地域 : B	15 < D ≤ 30	0	3,150
地域 : C	30 < D ≤ 50	0	4,200
地域 : D	50 < D ≤ 100	10,500	8,400
地域 : E	100 < D ≤ 200	10,500	15,750
地域 : F	200 < D ≤ 500	21,000	26,250
地域 : G	500 < D ≤ 750	21,000	36,750
地域 : H	札幌、福岡、同等の距離	21,000	68,250
地域 : I	沖縄、同等の距離	21,000	78,750